

大蔵委員會議録第二号(その一)

昭和三十三年二月六日(木曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 足鹿 覺君

理事黒金 泰美君 理事藤枝 泉介君

理事平岡忠次郎君 理事横銭 重吉君

足立 篤郎君 井出一太郎君

遠藤 三郎君 太平 正芳君

川野 芳満君 杉浦 武雄君

高瀬 傳君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 中山 榮一君

夏堀源三郎君 古川 文吉君

前田房之助君 森 清君

有馬 輝武君 井上 良二君

石野 久男君 石村 英雄君

春日 一幸君 神田 大作君

久保田鶴松君 竹谷源太郎君

横路 節雄君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 坊 秀男君

国税庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

大蔵事務官(大臣 官房財務調査官) 大月 高君

大蔵事務官(主税 局税制第一課長) 塩崎 潤君

大蔵事務官(国 税庁直税部長) 金子 一平君

大蔵事務官(国 税庁直税部長) 志場喜徳郎君

人税課長) 専門員 椎木 文也君

一月二十四日

委員山本幸一君辭任につき、その補

欠として横路節雄君が議長の指名で

委員に選任された。

第一類第五号 大蔵委員會議録第二号(その一) 昭和三十三年二月六日

同月三十日

委員山手満男君辭任につき、その補

欠として戸塚九一郎君が議長の指名

で委員に選任された。

昭和三十三年十二月二十四日

製造たばこの定価の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一号)

同月二十七日

たばこ専売法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二号)(予)

昭和三十三年一月二十九日

日本開発銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三号)

昭和二十八年度から昭和三十三年度

までの各年度における国債整理基金

に充てるべき資金の繰入の特例に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第四号)

昭和三十三年産米穀についての所得

税の臨時特例に関する法律案(内閣

提出第五号)

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九号)

酒税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一〇号)

二月三日

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一四号)

食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一五号)

食糧管理特別会計における資金の設

置及びこれに充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案(内

閣提出第一六号)

国庫出納金等端数計算法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一七号)

(予)

関税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一八号)(予)

昭和三十三年十二月二十七日

酒税引下げに関する諸願(今松治郎

君紹介)(第七六号)

旧陸軍共済組合員中の女子組合員に

年金支給に関する諸願(灘尾弘吉君

紹介)(第七七号)

昭和三十三年一月十八日

特許権譲渡及び分権に対する課税撤

廃に関する諸願(池田清志君紹介)

(第一六八号)

国有財産引下げに関する諸願(内田

常雄君紹介)(第一六九号)

酒税引下げに関する諸願(高見三郎

君紹介)(第一七〇号)

同(山崎巖君紹介)(第一七一号)

奄美群島産業開発基金制度設定に関

する諸願(山中貞則君紹介)(第三

三一三号)

昭和三十三年度税制改正に関する諸

願外九件(中井徳次郎君紹介)(第

三三八号)

同(永井勝次郎君紹介)(第三三九

号)

煙火類に対する物品税率引下げに関

する諸願(三宅正一君紹介)(第三

四〇号)

煙草専売法の一部改正に関する諸願

外三件(三鍋義三君紹介)(第三五

九号)

同月二十七日

塩田枝桑架の農作物に及ぼす影響調

査に関する諸願(河本敏夫君紹介)

(第三八三三号)

生命保険に対する所得税法上の取扱

に関する諸願(神田博君紹介)(第

四一九号)

新潟港の日ソ貿易港指定に関する諸

願(田中彰治君紹介)(第四二〇号)

特許権譲渡及び分権に対する課税撤

廃に関する諸願(黒金泰美君紹介)

(第四五五号)

中小企業金融円滑化のため政府資金

の長期預託等に関する諸願(山下春

江君紹介)(第四五六号)

煙火類に対する物品税率引下げに関

する諸願(福田篤泰君紹介)(第四

六六号)

ラムネに対する物品税撤廃等に関す

る諸願(植村武一君紹介)(第四六

七号)

同月三十一日

ラムネに対する物品税撤廃等に関す

る諸願(植原悦二郎君外二名紹介)

(第四九六号)

同(権熊三郎君紹介)(第四九七号)

とん税譲与に関する諸願(門司亮君

紹介)(第五四二二号)

航空に対する通行税撤廃に関する諸

願(關谷勝利君紹介)(第五七三三号)

文部省推奨映画及び文化教育映画の

免税に関する諸願(牧野良三君紹

介)(第五九八号)

の審査を本委員会に付託された。

昭和三十三年一月十八日

たばこ耕作組合法等制定に関する陳

情書(名古屋市中区矢田町十二の二

十一愛知県耕作組合連合会長仲谷泉

外八万一千三百二十五名)(第一一

号)

輸出振興のための税制措置に関する

陳情書(名古屋商工会議所会頭神野

金之助外一名)(第四六六号)

金融機関の裏利取締に関する陳情書

(東京都北区上中里町一の一四太田

財政研究所長太田正記)(第八三三三

号)

政府関係金融機関資金わく増額に関

する陳情書(兵庫県議會議長田路正

之)(第八四四号)

国内塩業需給対策に関する陳情書

(香川県議會議長大久保雅雄)(第九

六六号)

山口県の塩業危機打開に関する陳情

書(山口県議會議長二本謙吾)(第

一〇〇号)

二月一日

消防用燃料に対する免税措置に関す

る陳情書(鳥取県知事遠藤茂)(第一

三三三三号)

銅合金製品の免税点引上げ等に関す

る陳情書(高岡市議會議長島崎吉

男)(第一四〇号)

たばこ販売利益率引上げに関する陳

情書(仙台南三番丁四五一の一東

北たばこ販売協同組合連合会長松沢

太治郎)(第一八七号)

信用保証協会に対する国家資金の導入増額に関する陳情書(横浜市議會議長津村孝男)(第二〇三号)

公営簡易火災保険事業法制定に関する陳情書(東京都千代田区平河町二の六全国市長会長高田富子)(第二三五号)

労働金庫に対する政府資金導入に関する陳情書(東京都議會議長中西敏二外八名)(第二四六号)

を本委員会に参考送付された。

本日、本日の会議に付した案件
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)(予)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

昭和二十八年年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第五号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てたるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一六号)

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(予)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(予)

税制に関する件

○足座委員長 これより会議を開きます。

本日は、まず去る十二月二十四日本委員会に付託に相なりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、同じく二十七日予備付託に相なりましたたばこ専売法の一部を改正する法律案、一月二十九日付託に相なりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案、昭和二十八年年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、並びに去る三日付託に相なりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てたるための一般会計からする繰入金に関する法律案、及び同日予備付託に相なりました国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、関税法の一部を改正する法律案の

十三法律案を一括して政府委員より提案理由の説明を聴取することとしたします。大蔵政務次官坊秀男君。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
昭和二十八年年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案
昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
酒税法の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てたるための一般会計からする繰入金に関する法律案
国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○坊政府委員 ただいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外十二法律案につきまして、この提案理由を御説明申し上げます。

最初に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めている価格表の一部を改定するものであります。

その概要を申し上げますと、専売公社におきましては、フィルター付紙巻たばこが世界的な流行を示し、国内においても強い発売の要望がありましたので、この要望にこたえるとともに、専売益金の増収をはかるため、昭和三十三年七月一日からフィルター付紙巻たばこホープを試製して販売中であり、また新しい需要層を開拓して売れ行き増進と専売益金の増収をはかるため、同年八月一日からはたばこを主とする特殊加香を施した両紙巻たばこみどりを試製して販売中でありましたが、その売れ行き状況はいずれも良好でありますので、今後継続して販売するため、これらを価格表に追加しようとするものであります。

次に、たばこ専売法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第二十六通常国会におきまして、たばこ専売法の一部を改正する法律案を提出しましたが、審議未了となりまして、同法案の内容にさらに検討を加え、葉タバコの収納価格及びタバコの耕作計画の決定等について適正を期するため、日本専売公社の總裁の諮問機関として、新たにたばこ耕作審議会を設けるとともに、公社の行方タバコの耕作の許可の基準に関する規定を整備し、あわせて当該許可について異議の申し立ての道を開く等のため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、現行法には、収納価格

は毎年日本専売公社が定めて公告するところのみで、価格決定の基準については別段の定めがありませんが、この際規定を設けた方が適当と考えますので、従来から日本専売公社が実際に定めていた価格決定の基準を法制化することといたしまして、生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者が適正な対価を得ることができるよう定めなければならないとの規定を設けることといたしております。

第二に、現行の耕作許可制限の規定を現行に即して改正し、これを許可制限と許可基準とに分けて規定することとし、さらに許可基準の一として、新たにタバコ耕作の経験の有無についても参酌することとして、経験のある耕作者の地位の安定をはかることといたしております。

第三に、タバコ耕作許可処分の適正を期するため、日本専売公社の耕作不許可処分に対して不服がある者には、新たに異議申し立ての道を開いて、行政上の救済措置を講ずることといたしております。

第四に、葉タバコ収納価格の決定は、専売事業の経営にとつても、また耕作者にとつても重要な事項でありますので、従来から日本専売公社においては、その決定について各方面の意見をも徴し慎重に取り扱ってきたのであります。今回法律上の制度といたしまして、日本専売公社總裁の諮問機関として、たばこ耕作審議会を設立することとし、葉タバコ収納価格の決定のほか、毎年耕作するタバコの種類及び耕作面積の決定に際しても、あらかじめその意見を聞かなければならないことといたしております。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期設備資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進に努めて参つておりますことは御承知のとおりでありまして、今後ともわが国経済基盤の充実強化について、同行の業務活動に期待するところはきわめて大きいものがあると考えます。

現在、日本開発銀行が行います借り入れ及び債務保証の金額につきましても、法律上自己資本と同額以内ということに制限されておりますが、最近における同行の業務の状況、特に国際復興開発銀行よりの外貨借款の増大等を考慮いたしますと、現行規定では借り入れ及び債務保証の限度額に制約されて、今後の円滑な業務運営に支障を来たすこととなります。従つて、この制限を金融機関としての健全性をそなへない範囲内において緩和することが必要と考えられますが、この点につきましても、すでに日本輸出入銀行について適用いたしておりますところと同様に、借入金金の限度額を自己資本の二倍としたことともに、貸付金と債務保証との合計額は、自己資本の額と借入金金の限度額との合計額をこえないこととするのが適当と考えられ、これがために日本開発銀行法に所要の改正を行う必要があるものであります。

次に、昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度におきましては、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例をいたしまして、国債の元金償還に充てるために一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前年度の剰余金の二分の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首における国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れ基準は、これを適用しないこととしたしております。また、これとともに、日本国有鉄道または日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九條または日本電信電話公社法施行法第九條の規定により一般会計に對して負ういづれの法定債務の償還元利金については、直接、国債整理基金特別会計に繰り入れ、この繰入金に相當する金額については、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れがあられたものとみなす特別の措置が講ぜられて来たのであります。昭和三十三年度におきましても、国債償還の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、前年度と同様これらの措置を講じようとするものであります。

また、昭和三十三年度税制改正に際しては、追つて関係法律案を提出し、御審議を願ふこととしております。昭和三十三年産米穀について、御審議を願ふこととしたのであります。

この法律案は、昭和三十三年産米穀

について昭和三十一年産米穀と同様に、政府に對し、事前売り渡し申し込みに基いて米穀を売り渡した場合に、昭和三十三年分の所得税について、その売り渡しの時期の区分に応じ玄米一石当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国民の税負担の現況に顧み、合理的な租税制度を確立するため、一昨年の臨時税制調査会に引き続いて、税制改正の諸方策について鋭意検討を加えて参りましたが、昨年末その答申を得、その後さらに検討を重ねた結果、相続税について体系的合理化及び負担の軽減等根本的改正を行つたか、法人税の軽減及び下級酒類に對する酒税の軽減をはかることと、当面要請される貯蓄の増進及び科学技術の振興に資する等のため、所要の税制改正を行つたこととした。これらの税制改正諸法案のうち、今回、所得税法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、証券投資信託の収益に對する課税方式の簡素化と合理化をはかつたこととあります。すなわち、証券投資信託の収益に對する課税方式を簡素化し、従来の収益源泉別の課税方式を廃止し、その収益全体を單一の所得として配当所得のうちに含めて課税することとしようとするものであります。こ

の改正に伴い、証券投資信託の収益に對する配当控除に對して特別の規定を設け、また、その収益に對する源泉徴収に對しては、その収益全体が源泉徴収の対象となることに改められますが、現行の税負担を考慮して、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払いを受けるべきものについては、特にその税率を六%とすることとしております。

第二に、税務執行の簡素化の見地から、給与所得者が確定申告書を提出しなくてもよい範囲を拡張したこととあります。すなわち、一カ所から給与の支給を受ける給与所得者が給与所得以外の所得を五万円に満たない金額しか有しない場合には、確定申告書の提出を要しないこととしたのであります。

第三に、昨年の改正において給与所得とみなして課税されることとなつた共済組合の年金等について、源泉徴収に對しての手続の簡素化等の見地から、給付金額が九万円に満たないものについては源泉徴収を要しないこととしたのであります。

以上のほか、還付加算金の計算に對して、還付の請求が遅れたため、還付金の還付ができなかつたような場合に、その遅延期間に對して還付加算金を加算しないこととする等所要の改正を加へ、また、總所得金額及び山林所得の金額の合計額が一千万円をこえる者の確定申告書に財産及び負債の明細書の添付を求めることとする等所要の規定の整備をはかつております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案についてその大要を申し上げます。

第一に、法人の税負担の軽減に資す

るため、法人税率を一律に二%ずつ引き下げるとともに、中小法人の税負担の実情に顧み、軽減税率の適用範囲を現在の年所得百万円以下から年所得二百万円以下の金額に引き上げることとしたのであります。この結果、改正後の各事業年度の所得に對する法人税率は、普通法人に對しては、年二百万円以下の金額については百分の三十三、年二百万円をこえる金額については百分の三十八に、特別法人及び公益法人等にあつては百分の二十八にそれぞれ引き下げられ、また、清算所得に對する法人税率は、清算所得のうち積立金等からなる部分の金額以外の金額に對して、普通法人百分の四十三、特別法人百分の三十八にそれぞれ引き下げられることとなつております。

第二に、申告手続の適正化をはかるため、災害その他の事由により各事業年度の確定申告書の提出期限を延期したい旨の承認申請があつた場合には、申告期限を指定して承認することができることとしたのであります。

以上のほか、証券投資信託の収益に對する課税方式及び還付加算金の計算に對して、所得税法の改正に準じた改正規定を設けております。

次に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における酒税負担の実情に顧み、国民大衆の税負担の軽減に資するために、今次税制改正の一環として、清酒第二級、合成清酒第二級、しよちちゅう、雑酒第二級等の下級酒類に對する酒税の税率を、おおむね一割引き下げようとするものであります。

この税率の引き下げをおもな酒類に

ついて申し上げます、清酒第二級では、現行税率石当り二万二千五百円を二千円引き下げて二万五百円とし、合成清酒第二級では、現行一万七千六百円を千八百円引き下げて一万五千八百円とし、二十五度のしょうちゅう甲類では、現行一万四千三百円を千五百円引き下げて一万二千八百円とすることとしたしております。

なお、租税特別措置法で設けられている二十度しょうちゅうの軽減税率については、二十五度しょうちゅう等とははば権衡のとれた程度に引き下げるとともに、同じく、同法で規定されている特殊用途酒類については、おおむね従来と同程度の税負担に据え置くこととし、いずれも、この法律案の附則において、改正を行うこととしております。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理合理化につきまして、昭和二十九年以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきましては、補助金等の臨時特例等に関する法律により、特別の措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理合理化につきまして、今後もおお調査検討を進めて参る所存であります。昭和三十三年度予算の編成に当りまして、この建前から、各種補助金等につき検討の結果、同法による特別措置を、昭和三十三年度においてもなお引き続き講ずることとする必要があると考えられますので、今回、その有

効期限を昭和三十四年三月三十一日まで一年間延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計におきましては、従来、食糧管理のためにする食糧、農産物価格安定法に規定する農産物等、飼料需給安定法に規定する飼料、及びてん菜生産振興臨時措置法に規定するてん菜生産の買入れ及び売り渡し等、並びに農産物検査法の規定による農産物の検査に関する歳入歳出を一体として経理して参つたのであります。これらの経理の内容をさらに明確にするため、この会計の運営の健全化をはかるため、今回この法律案を提出した次第であります。

その大要を申し上げますと、第一は、この会計を国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定の六勘定に区分することとしたしております。これを各勘定について申し上げますと、国内米管理勘定、国内麦管理勘定及び輸入食糧管理勘定においては、国内産米穀、国内産麦及び輸入にかかるとる主要食糧の買入れ及び売り渡し等に関する歳入歳出を、農産物等安定勘定においては、農産物価格安定法、飼料需給安定法及びてん菜生産振興臨時措置法に基く農産物等、飼料及びてん菜の買入れ及び売り渡し等に関する歳入歳出を、業務勘定においては、この会計の事務取扱及び施設運営、農産物検査等に関する歳入歳出を、調整勘定においては、調整資金に充てるための一般会計からの受け入

れ、他勘定における所要資金の借り入れ及び償還並びに他勘定における所要資金の当該勘定への繰り入れ及びこの繰入金金の返還金の受け入れに関する歳入歳出をそれぞれ経理することとしたしております。

第二は、調整勘定に資金を設け、一般会計からの受入金及び当該勘定における利益の組入金に相当する金額をもつてこれに充てることとし、食糧管理特別会計の運営の健全化に資するための措置を講ずることとしたしております。

第三は、各勘定の利益及び損失の処理に関する規定であります。すなわち、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定及び業務勘定の利益または損失は、調整勘定に移して整理することとしたしております。なお、この整理をした後に、調整勘定に利益または損失があるときは、利益の額を調整資金に組み入れ、または損失の額を限度として調整資金を減額して整理することができるとしたしております。

また、農産物等安定勘定の利益または損失は、当該勘定の積立金とし、または積立金を減額して整理することとしたしております。

第四は、前述の諸措置に伴いまして必要な規定の整備をはかるとともに、この会計の昭和三十三年度末における資産及び負債の各勘定への帰属、並びに昭和三十三年度にこの会計に設けられる資金の承継について、所要の規定を設けることとしたしております。

次に、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について、申し上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の運営の現状にかんがみまして、この会計に資金を設け、この会計の運営の健全化をはかることとするものであります。この資金は、一般会計から繰り入れる百五十億円を充てることとしたしておりますが、これに必要な予算措置をいたしましては、別途、今国会で御審議を願つております昭和三十三年度一般会計予算補正におきまして、一般会計から食糧管理特別会計への繰入金のうちに所要額を計上いたしてあります。

なお、各年度の損益計算上、利益があるときは、その額を資金に組み入れ、損失があるときは、その額を限度として資金を減額し、その処理をすることができるとしたしております。

次に、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国、公社その他の政府関係機関及び地方公共団体等における計算事務の迅速化及び簡素化に資するために、これまで国庫出納金等端数計算法によりまして、国税、地方税等については原則として十四未満、その他の受払金については一円未満の端数の金額をそれぞれ整理いたしまして、受け払いをすることとしたのであります。しかし、ことごとくいたしては、受付け払いのし、同法がこれら国及び公社等の収入金額または支払金額の受け払いの段階における端数計算を規定したものであるため、いまだ受け入れ及び支払いに至らない債権または債務の金額について、端数の整理を行うことができず、また、債権債務金額とその受け払い金額との食い違いの突合せを要

する場合もあるなど、事務処理の簡素化の目的が十分達成されていない部分が残っているものであります。本改正法律案は、従来の端数計算制度の持つこれらの欠点にかんがみ、また、民間の取引慣行をも勘案いたしまして、法律の規定を債権債務自体の金額について端数計算に切りかえることとする。ことに、端数計算の方法についても、従来は一円未満四捨五入の方法によつておりましたものを、一円未満全額切り捨ての方式に改めることとした。そして、会計経理事務の一そのの簡素化をはかることとするものであります。

なお、国の一般会計または特別会計の決算上の剰余金、資金の金額、政府関係機関の資本金の金額等、従来から端数金額の付されているものが多いのであります。これらの金額についても、この端数整理を行なつて、なるべく全面的な計算事務の簡素化の果をあげたいと考えまして、所要の経過的規定を設けてあります。

最後に、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、税関行政の適正化に資するため、特定の保税地域について外部と交通する場所を指定することができるとし、輸出入の許可前に外国貨物を引き取ることができるとし、開港場の規定を明確にするとともに、開港場の規定でなくなる場合の基準が的確を欠くのでこれを改める一方、貿易実績の多い姫路港と佐賀関港とを新たに開港に追加しようとするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、保税地域とその他の地域との

交通場所の指定につきましては、最近港頭地区の保税地域における交通量が著増し、税関の取締りが困難となつてゐるに乘じて、密輸を行ふ事例が發生してゐる実情に顧み、特に必要のある保税地域については、その管理者の意見を聞いた上、外部との交通場所を指定することができるとしようとするものであります。

次に、輸出または輸入の規制につきましては、他の法令の規定により輸出または輸入ができないこととされてゐる貨物に対しては、税関においてこれらの許可を与えないことを明らかにして、粗悪品輸出の防止等に資するとともに、外国貨物の輸入の許可前における引き取りの制度につきましては、これを貨物の性質等により早期引き取りがやむを得ないと思われる場合に限り認めることとして、この制度の適正な運用を期することとしようとするものであります。

また、開港の問題につきましては、最近の開港の実情に顧みまして、貿易実績の多い兵庫県の姫路港及び大分県の佐賀関港を新たに開港に追加するとともに、開港であるための基準を入出港船舶隻数と輸出入貨物との双方にかからせることに改めようとしておりますが、これにつきましては、現在実績の少い開港の事情を考慮いたしまして、改正規定の適用を一年間猶予し、来年末までの実績を見ることとしております。

その他、税関長が指定した保税地域とその他の地域との交通場所を指定した場合に告示する等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、製造たばこの定価の決定又

は改定に関する法律の一部を改正する法律案外十二法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします。

○足鹿委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○足鹿委員長 税制に関する件及び金融に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 実は、ちよいと一年くらい前に本委員会でも取り上げまして、国税庁に研究を依頼いたしました問題が二、三ありますので、この機会を利用して、その研究ぶりを御報告したいと思います。

といひますのは、第一に問題になりまして、理事会で満場一致あなたの方の善処を要望いたしましたのですが、勤労所得と事業所得ないしは農業所得の合算の問題です。生計を一にして、日常の起居を同一にしておるといふ場合が、まず一番の問題であります。主人が工場へ行つておる、お母さんがたんぼをやつておる、ないしはお父さんがたんぼをやつておるといふ場合に、原則として今の基本通達では、当該事業に要する資金の調達をなし、その他当該事業経営の方針の決定について支配的影響力を有すると認められる人が何人であるかによつて判定をするのだ、特に何人かわからなかつたならば、生計を主宰しておると認められる者がその者であるとするという意味でありますから、原則的には、生計を一

にして一緒に生活をしておれば、そのうちの主人が家族のもうけたやつを全部背負いかぶつて税金を払うのだ、合算して払うのだという原則に立つておるわけでありまして、これについて、一、二の例外が基本通達の中にあるわけではあります。これは、私も明らかなに所得税法の実質課税の原則に反してゐるのではないかと大原則から、研究を願つたわけなんです。しかも今度具体的に申し上げれば、あの当時一つの例示をいたしました。子供が鉄道へ行つておる、お母さんがたんぼをやつておる、たんぼの名義もお母さんであり、働いてゐるのもお母さんである、農協との契約もお母さんである、にもかかわらず、磐田の税務署であります。たか、合算にいたしましたので、異議申請を出しておる。それが契機となつて、続々と二十数件協議団へ異議申請が出たわけでありまして、これを例として本委員会でも取り上げて、自民党の方からも、それは、単に農業所得ばかりでなく、事業所得についても同じような例が全国にあるのであるという見解の発表もありまして、あなたの方へこの総合的な検討を依頼したわけでありまして、しかるところ、じんぜん日をむなしゅうして、今や一年になんなんとしております。この間、実は直税部長からちよつと立ち話で承つたのであります。すが、ほぼその研究の結果ができ上つて参つたような話を聞きました。しかるところ、名古屋へ歸りました。その異議申請の結果を聞いてみますと、ほとんどことごとく却下をしたと言ひ。私が例を出したものは、どういふかげんか、今なお保留してありますと言ひ。

例を出したもののだけ保留をして、自余のものは、二十八件のうちで十六件ばかりことごとく却下をしておる。一体何を研究しておるのか、どういふ方針をやつておられるのか。その研究と、それから下部における異議申請の審査といかなる關係を持つて研究しておられるのか、まことに不誠意千萬な話だと私は考えるわけでありまして、この点については、一たん大蔵委員会でも取り上げましたからには、少くとも期間を区切つてすみやかなる研究がされ、そしてあの席上においては、重ねて善処するとかたかく約束をされて、その中には、一つの原則すらも私どもに提示をされたのでありますから、当然それが短かい期間のうちに報告がされて、かかる事情になつたということがなさるべきが当然と考えて、私は質疑をしておるわけでありまして、そういう意味におきまして、どういふ結果に相なつておるか、具体的に一つ御答弁を願ひ、その御答弁によつて、さらに私どもは意見を開陳したいと思ひます。

○北島政府委員 勤労所得と農業所得との合算については、従来から相当納税上事情があるように聞いておるのであります。これは、先ほど横山先生がおつしやつたように、今までの所得税の基本通達で、とにかく原則として、事業に要する資金の調達をなし、その他事業経営の方針の決定について支配的影響力を持つてゐる方の所得とする。もしそれが何人であるかわからないときには、生計を主宰してゐる者を、原則としてそやういふふうに見るといふような通達に基因してゐるわけでありまして、この通達にもいろいろ沿革があると思ひますが、個々の、ことに農業所得と給与所得の問題については、非常に多くの問題があると思ひます。ことに農村に参りますれば、御主人が小学校の先生、あるいは国鉄に勤めておる、奥さんは家でもつて農業をされておる、こんな場合に、この通達によりまして、そのほとんど大部分が合算になりそやうであります。しかし、これは先ほど申しましたように、実質課税の原則から申しまして、いかかと思はれるふしもございますので、国税庁におきましてその後鋭意研究を続けて参りましたが、最近よりやうある考え方に到達し得ましたので、さらにこれを練りまして、近く通達したいと思ひます。その考え方を申し上げますと、生計を主宰しておられる方が会社、官庁、地方団体等に勤務いたしまして、主たる職務を持つておる。他方家庭にあつて農耕に従事しておる農家の場合におきましては、かりに奥さんと仮定いたしますと、昔から奥さんが田畑について土地の所有権を持つておたり、あるいは耕作権を持つておたりすると、これはもちろん奥さんの所得と考えます。また奥さんがきわめて小規模に、ほとんど内職的に家庭にあつて農業に従事しておるといふ場合におきましては、これは奥さんの所得と考えまして合算いたさない。それから、今度は主たる会社、官庁、地方団体に勤務する御主人の方にこやういふような事情がある場合には、奥さんの方の所得と見る。その事情と申しますと、たとえば御主人が国鉄とか小学校に勤めておられて、主たる職業に専念されておるために、農業経営に関与できないと見る場合、それから農業に関する知識、経験が御主人にないために、農業

経営に協力できないと認められる場合、それからまたかりに農業経営に關する知識が主人にあつても、勤務地に遠隔の地にあつて、事實上農業経営に協力できない、こういう場合には、原則としてこれを奥さんの経営と見て、奥さんの所得とする、こういう

しろという基本原則をまず抹消して
そうして、かりにあなたの言葉を是
するならば、あなたののおしやつた
うな趣旨を原則として、これでいく
だというふうにならなければならな
と思うのでありますが、そういう意
でありますか。

○北島政府委員 この一五九を全然文にするかどうかについては、たとへば農業所得以外の場合について言いますと、場合によつては問題があるといひます。これは私の個々の感じではありますが、しかし少くとも生計を一にする親族間における農業経営者の判定については、別の通牒によつてやる、の一五九の通達にかかわらずこれである、こゝういふ考え方をいたしております。他の所得について、あるいは特の場合について、個々に書き分けるとはむづかしいのじやないかと思ひますが、しかし、原則としては今言つような考え方であらうと思ひます。

○横山委員 そうしますと、あの当

農業所得だけは別な通達を出すとおっしゃるのもいかなものであろうか。現在の一九九は、そのまま勤勞所得と農業所得のことをうたつておるわけでありますが、その辺で、通達の出し方についてまた新しい疑義を生ずるのではないかと思ひます。これは技術的なことでありますから、直税部長からでもけっこうであります。明快な通達の出し方についての御説明を願つておいた方がよろしいかと思ひます。

○北島政府委員　ただいまの農業の経営者の判定についての通達は、農業に即して具体的に書いてありますので、これは、一般的に他の場合とどういふ書き方をしたらいいかということは問題があるわけでありまして、その点につきまして、他の所得との關係を十分考へて、他の所得においてはどういふふうにあるべきか、今言つたような農業所得、勤勞所得の合算の場合と同じようにな思想でいつた場合には、どういふふうになるかということを入れます。

を犯しておる。従つて、かりにこの合算の問題でなくとも、税法の基本原則からいって、これは削除さるべきだ、こういうふうに私は考えておるわけです。従いまして、今回の合算に関連をする問題について、一五九の前文を、ともかくこれを削除するか、あるいはこの問題には適用しないという建前を貫いて、明確に一つ措置をしていたきたい。私どもがかく言うのは、今日の農業所得と、それから勤労所得との不均衡はおおるべくもないからであります。これは、大蔵委員会でも何回も議論をされておるところでありますから、国税庁の皆さんも御存じの通りであります。特にこの合算をされる場合において、明確にこの不均衡が出てくるわけがあります。お隣はお百姓さんで、一家をろつて働いておられる。こちらの方は、だれかが工場か会社に行っている、そうしてうちが多少たんばをやっているという場合に生じて参ります不均衡というものは、各農村において

に、源金であるか、あるいは退職規定による退職金であるか、さだかでない、わからないままに、何がしかの金をもらって軍需工場から去っていった。ところがその軍需工場が、経済再建とともにさらに再雇用をいたしまして、そうしてその間多少のランクが上がりまして、旧職員としてこれを処遇をし、そうしてある工場においては、前の期間とそれから再就職後の期間とを通算をし、そうして退職金の支給についても、新規採用の職員とは違った取扱いをし、またある会社においては、労働協約、賃金規定によってこれを締結しておるわけであります。ところが税法の段になりますと、これについてきびしい制限を加えておるわけであります。つまり前にもらった、敗戦のときに渡したお金が一体どういう金であるかはつきりしろ、こういうのであります。はつきりしようにも、当時敗戦の混乱の中で、それが一体どういう金であったか、会社もはつきり

通算し、税金はわずかに十年としてしか引かれないのでありますから、格段の違いがあります。当時敗戦後といえども、細々経営をいたしておりました軍需工場に居残ったわずかの労働者だけは、前の期間も通算されるのでありますから、非常な違いがございます。この点を当委員会でも取り上げまして、あなたの方に検討を依頼したはずであります。これもまた一年になんたる深い御研究を続けていらつしやるように思います。私は、こういうことはきわめて簡単なことであり、人数としても大したことでもございせんし、明らかにこれは戦後の混乱時に於いて、もうアメリカ軍の上陸を前に控えて、多少の金を分けて、とにかく一応うちへ帰つてくれ、この後もし仕事が始まつたら優先雇用するという状況にあつた周知の問題でありますから、前にもつた金が幾らであるか、それはどういふ性格のものであるかというのをいつまでも言うことなくして、すみやかにこれは前後期間を通算するというふうに割り切ることが必要じゃないか。今日退職金制度についても、政府としては非常に新しい構想を立てておいでになるようでありますから、税法もこれと相マッチして格段の措置をとるべき必要があると痛感するわけでありまして、これも長期にわたる深い御研究の結果を聞きたいと思ひます。

○金子説明員 お答え申し上げます。ただいまの問題は、非常に技術的な問題がからんで参りますゆゑに、退職金の課税に関連して、全般的な問題として相当やっかいな問題もございまして、関係上、まだ結論は出しておりません。しかし勤続年数の通算を認めるような方向において研究を重ねておりますので、近く結論が出る段階だと思ひます。出次第御報告を申し上げますと思ひます。

○横山委員 はなはだ御答弁が甘いと思ふ。一体何を研究するんです。私は、全国における軍需工場の当時の実態をあなたの方が研究なさるのに対して、当時の軍需工場の帳簿が残つてゐると思われませんか。現在残つておりますのは、労働協約もあるであらう、あるいは賃金規定として現在のものがあるかもしれません。しかし、私は思ふのです、かりに現在労働協約で前後期間を通算するというふうな規定をいたしておきまうと、な

いことでありますが、おくれたわけですから、御了承願ひます。

○横山委員 今のあなたのお話では、前後期間を通算するという原則に立つて今月中に結論づけたい、こういうお話でありますから、原則的にこれを了承いたします。ただ、これも記録に残つてあつて議論になるといけませんから、念のために申し上げておきますが、私の提起をいたしておりますのは、今のところ、敗戦に伴い解雇された労働者が、若干の期間を置いてその同一の工場、名称はあるいは多少違ふかもしれませんが、業務内容も多少違ふかもしれませんが、同じ系統の工場に再就職をした場合、これについては、当時もらつたお金がいかなる性格のものであるかについては、この際議論をせず、これを継続すべきである、簡単にいいますと、そういうことであります。先ほど申しましたことを整理して申し上げますと、そういうことであります。それについて、期間を通算する方法において今月中に成案を得る、こういうことでございまして、間違ひありませんね。それでは、その点につきまして、具体的に南通達が出ましてから、さらに継続してお尋ね申し上げます。もう一つ二つこまかい問題がありまして、これは、さらにさかのほれば二年前になるわけでありまして、あなたの方に御検討をお願いして、また長期の検討をお願いしておるわけでありまして、夜間全国で働いておられます労働者の現物給与の問題であります。当時シナそば法案としてこの国会に上程がされまして、現行のものでいきますと、一カ月七百円ぐらい現物給与をしたものにつきますが、これは課税を

しない、こういうことになつております。しかしこの七百円が定まりましたのは、たしか昭和二十六年くらいだつたと思ひます。もつと前かもしれませんが、自來あらしめる物価も上り、税法の具体的な金額もそれぞれの条項で上つておきますのに、この七百円ばかりだけはいささかも上つていないのであります。交通費の方もまた同様であります。これは一体何としたことであらうか。政府の方は、今回国家公務員に、人事院勧告を了承して交通費を支給する、こういう法案を国会に出されるような趣意を新聞で承知をいたしておるわけでありまして、しかりといたしますならば、交通費に対するものも考へ方は、政府側としても、相当大幅に見解を変へられて参つたと思ひます。当時私が七百円の問題を列挙いたしました際には、現物給与を受けておる人と受けていない人とを比較上、なかなかこれが踏み切れないのだ——私は七百円を二千元にして、三千元にしてと言つておるのではありません。少くとも物価にスライドして千円なり千二百円ぐらいに上げたかどうかと言つておつたわけでありまして、それが他との均衡上とおつしやつておられた。政府が今回交通費を国家公務員に全般的に支給するという決意をされたこととするならば、国税庁が今日まで持つて参りましたこの七百円に対する論拠というものは、明らかに基礎が崩壊をしたと思はざるを得ないのであります。従つて、この際すなわち七百円についての再検討をなさるべき当然の段階であると思ひますが、いかんがなものでありますでしょうか。月七百円と申しますと、毎晩徹夜をする労働

者はありませんから、せいぜいまあ一カ月に七日か十日であります。十日といたしまして、一晩七十円、これはシナそば一ぱいであるから、シナそば一ぱいにも税金をかける、こういうわけですか。夜の夜中に徹夜をして仕事をしております人々には、看護婦あり、警察官あり、鉄道労働者あり、あるいは溶鉱炉の火を消さない産業労働者あり、全くその人々の仕事というものは、他の人をもつてかえることもできないおる労働者であります。それらに働いておる人々に対するわずかな現物給与が、七百円までしか税金がかからぬというところは、これはもう古いのであります。この際、一つ七百円を金額を進めるべき条件と時期が成熟してきておると思ひますが、いかがなものでありますか。

○北島政府委員 現在の所得税法に関する基本通達には、御指摘のように、だいたひ昔に作られたものであります。現在の実情に合わない点をちよこちよこ私も見受けております。それにつきまして、全般的改正の一環といたしまして、ただいまお話のようなことも十分再検討いたしたいと思ひます。

○横山委員 私は、長官が率直に再検討をされるというお話で、従来の長官とは、非常に違つたところであると思ひます。これは、率直に私申し上げておきたいと思ひますが、ものかわり目というものはつきりいたさなければなりません。従来の長官は、せつかくであります。今日としてはいたしかねるというものであります。北島さんは、十分に検討をして善処したいというお話であります。明らかにこの

というような気持は全然持つておりません。結局各局にまかしておるわけでございます。お話のこのケースは、各局によってまちまちだと思いますが、

早急に取そろえて御報告を申し上げたいと思います。

○石村委員 この点は、非常に非常識な否認が行われておるから言うので、あの行為否認の法文の問題だと思ふのですが、しかし一方では、非常識な給料を取るといふやり方はないとはいへないのですから、まあ行為否認の条項も必要かもしれませんが、その運用はよほど慎重でなければならぬ。ところが、実態は非常に非常識な、お前のところの給料は五千円でいいとか七千円でもいいとかいうような、とてもそれでは飯も食えないような給料に引き下げてやつておるといふ例を聞いたから長官にお尋ねした。長官は、その後の話によると、ある程度お調べになったから申し上げませんが、お調べになった結果を、一つ公表していただきたいということなのです。

○金子説明員 各局まわちまな、しかも過酷な否認をやっているというお話でございますが、中には、そういう例もあるかと思ひますけれども、私どもの指導といたしましては、先ほど申しましたような、各会社の実情に応じたような見方をするようにということで注意をいたして参つております。なお、お話しのごさいました資料は、取りそろえまして後刻御報告申し上げます。

対する給料が払えないという事態が起るわけなんです。もちろん会社のことですから、赤字になつても、現金がないとすれば払えないということがある。そのと、その社長さんが他に所得があつて、赤字で、現金がないために、その会社の社長としての給料をもらえずに翌年度に繰り越す、こういうことが行われると、税務署が参りまして、お前は、その給料をもらわぬでも飯を食つたのだから、その一カ月の給料は給料として認めない、つまり十二カ月分を十一カ月分の給料にしてしまふ、こういう例があると伝えられておるわけなんです。そこで、そういう例になつたものは、これから先は、金がないときは、銀行からでも金を借りてきて自分の給料をもらつておいた方が得だ。こういう取扱ひがあるようです。これなんか、一体どうお考えですか。きわめて僕は、これこそ非常識きまるる取扱ひであると思ふのです。

○北島政府委員 私も今のお話を承りまして、よもやそういうことはあるまいかと思ひますが、しかしもしありますれば、そういうことは嚴重にやめさせます。あとでまた具体的な事例を承りまして、善処いたします。

○石村委員 私も、長官がそんな非常識なことを指示されるとは考えない。ところが、実際の地方の税務署には、そういうことが非常に多いわけなんです。さつきの給料の問題でも、あなた方は、他のそういう同程度の規模の会社とか、いろいろそういうところを見て給料は査定する、こうおっしゃるのです。が、実際は、非常に非常識な扱ひがされておるわけなんです。今の十二カ月の給料を十一カ月分にしてしまふという

のも非常識な例ですが、いま一つは、旅費を否認するという問題も出てくる。たとえばある小さな町の化粧品店を御主人と奥さんで経営していらつしやる、それが会社になつておる、主人と奥さんが東京なり大阪に仕入れに来る、化粧品のような婦人に關係する商売ですから、やはり奥さんに出てきて、いろいろ店の経営方法とか陳列とか何とかも、やはり婦人の感覚で見なければならぬ。いろいろ相談相手にもならなければならぬというので、夫婦で出張してくると、夫婦の出張は認められない、主人だけの旅費を認める。もし他の店員を連れて来たのなら認めるが、奥さんならこれは認めないというやうなことがやられておるわけなんです。夫婦連れだから遊びに出たのだろ

うという推定も成り立つのですが、しかし商売が、そういう婦人の感覚の必要な商売をしておるといふときには、夫婦で仕入れに出てきて、いろいろ他の商店、東京銀座のハイカラな店も調べるというところが当然あると思うのです。それを、夫婦であつたら認めない、店員であつたら認める。こういうやり方もきわめて非常識だと思ふのです。そういうことが行われておるわけなんです。やはりこの点、国税庁長官の方針は、夫婦なら認めない、こういうことですか。

○北島政府委員 夫婦なら必ず認めない、これは時と場合によりけりで、具体的な事例によつてまたそれぞれ考えなければいかぬ問題じゃないかろうか、夫婦で来たのをすべいかぬということも、一がいには言えぬと思ひます。

○石村委員 もちろん、そんなことを言へば切りがないので、お役人さんが出張される、ところへ行つたらごちそうとか見物だけして、何も出張の用事はなかつたというやうなこともあるのです。一体そんなのは出張ではないじゃないかということも起り得るわけなんです。そんなこともあり得るというので否認されちゃたまらないと思ふのです。税務署は何を根拠で――そのときの夫婦の出張について歩いて、あのと

言へば切りがないので、お役人さんが出張される、ところへ行つたらごちそうとか見物だけして、何も出張の用事はなかつたというやうなこともあるのです。一体そんなのは出張ではないじゃないかということも起り得るわけなんです。そんなこともあり得るというので否認されちゃたまらないと思ふのです。税務署は何を根拠で――そのときの夫婦の出張について歩いて、あのと

きの出張は夫婦連れだから、一人分しか出張旅費としては認めない、こういうやり方をなさる。こういうやり方をなさるの、どちらかといへばその店がしつかりして、帳簿がしつかりして、あらを探そうとして行つてみて、あらがないから、苦しまぎれに作り出されるあらなんです。そうして、これを否認したからと言つてお歸りにな

だきたい税務行政の上で非常に大事なことで、思ふのです。帳簿をちゃんと正しくつけて、つけ落しのないようにして、欠点がないからいかぬといふので、どこから欠点を無理やりしほり出して、税金をよけい取つて手柄にしようという考えが、地方にはな

いとは言えない。苦しまぎれにそういう非常識なことを、何らの根拠なしにやる。そして、そういうこともあり得るじゃないか。それは確かにあり得るが、あり得るからといって、根拠なしに否認をするといふことは、これは間違ひじゃないか。これは、長官として地方の税務署の職員に対する指導の問

題に關係してくると思ふ。そんなことがいゝあなたはお考えになつていらつしやると思ひますが、ところが現実には、そういうことで無理やりあらを探し出す。これは作り上げたあらである。それは根拠も何もない。ちやうど松川事件のように、汽車をひつくり返すこともあり得るというので死刑にしたりなんかするのと同じやうに、蓋然性を持つていない。この点、長官として、地方の税務署の職員をどのように指導されるか、その基本的な考えをお話し願ひたい。

○北島政府委員 これは、なかなかむずかしい問題でございます。まして、えてして調査能力のない税務官吏は、帳簿上否認ができないと、往々にしてそういうやうな無理な否認をするということがあります。一つの現象を取り上げて、考へて無理な否認をするといふことは、全体としてしない方がいい、やはり調査能力を税務署の者が十分につけて、そして具体的に帳簿上から正当な否認をやつていくということが建前だと思ひます。いやしくも江戸のかたきを長崎で討つとか、帳簿でわか

らないが、少くとも一つとありさうだといふので、一番目につきやすいところへ持つていつて否認するといふやうなことは、やはり避けるべきであると思ひます。私も、そういう気持ちで指導して参つておるつもりであります。

○足鹿委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十一日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

昭和三十三年二月八日印刷

昭和三十三年二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第四十三條第三項、第五十二條第二項及び第五十九條第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項」に、「第一項第一号及び第二号」を「第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

葉たばこの取納価格及びたばこの耕作計画の決定等について適正を期するため日本専売公社の総裁の諮問機関として新たにたばこ耕作審議会を設けるとともに、公社の行つたはこの耕作の許可の基準に關する規定を整備し、あわせて当該許可について異議の申立のみちをひろく等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二を次のように改める。

(借入金の限度額等)

第十八條の二 第三十七條第一項の規定による借入金の額は、第四條第一項に規定する資本金及び第三十六條第一項に規定する準備金の額の合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

2 前条第一項第一号から第三号までの規定により行つた資金の貸付及び社債の応募並びに譲受に係る債権の現在額並びに同項第四号の規定により行つた保証に係る債務の現在額の合計額は、第四條第一項に規定する資本金及び第三十六條第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第五十一條第五号を次のように改める。

五 第十八條の二第二項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、社債の応募、債権の譲受若しくは債務の保証をしたとき。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本開発銀行の業務の円滑な運営を図るため、借入金の限度を拡張するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案
昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律(昭和二十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律

第一条から第三条まで中「昭和三十三年度」を「昭和三十三年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国債の元金償還のための資金の繰入等に関する従来の特例の措置を、昭和三十三年度においても、引き続き講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年産米穀についての所得税の特例に關する法律案
昭和三十三年産米穀についての所得税の特例に關する法律案
昭和三十三年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に對し売り渡す旨を昭和三十三年十二月十日までに申し込み、その申込により締結された契約に基いて当該米穀を昭和三十三年二月二十八日まで政府に對して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十三年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の完渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

理由

昭和三十三年産米穀につき、生産者からの事前売渡申込による集荷によつて所要数量を確保することに資するため、事前売渡申込に基いて政府に對して米穀を売り渡した者についての所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第九号を次のように改める。

九 元本の追加信託をなしうる証券投資信託の受益証券を有する者に対し分配される収益のうち信託財産に係る元本の払戻に相当する部分として命令で定めるもの

第六條第十号中「当初」を削り、「部分の金額」の下に「(元本の追加信託をなしうる証券投資信託にあつては、当該信託された金額のうち前号に規定する元本の払戻に相当する部分として命令で定めるものの金額を控除した金額とする。以下第九條の二第五号において同じ。)」を加える。

第九條第一項第一号中「、合同運用信託の利益並びに証券投資信託の利益」を加える。

託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される取益のうち、公債、社債及び預金の利子、合同運用信託の利益並びに法人から受ける利息の配当に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額を、並びに合同運用信託の利益に改め、「及び証券投資信託」及び「及び取益」を削り、同項第二号中「前号に該当する部分の金額及び第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得」に改める。

第十五条の六中「当該配当所得の百分の二十（課税総所得金額が千円をこえる場合には、配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の十）に相当する金額」を「左に掲げる金額の合計額」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の二十（課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円をこえる場合には、当該利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の十）に相当する金額

二 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の十（課税総所得金額が千円をこえる場合には、当該配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の五）に相当する金額

第十七条中「第六条第九号に掲げる金額」を「第六条第九号に掲げる所得の金額」に改める。

第二十六条第一項ただし書中「第二号に該当する場合」の下に「これらの号に該当する給与所得の支払を受ける者がその不動産その他の資産を当該給与所得の支払者の事業の用に供することに因りその対価の支払を受ける場合のうち命令で定める場合を除く。」を加え、同項第一号中「三万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「給与所得の金額」を「給与所得の収入金額」に、「三万円」を「五万円」に改め、同号中「二十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第六項」を「添付」に改め、同項の次に次の一項を加える。

確定申告書を提出すべき者でその年中の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千円をこえるものは、命令の定めるところにより、その年十二月三十一日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の

金額その他必要な事項を記載した明細書を、当該申告書に添付しなければならない。

第二十六条の二第二項中「及び前条第四項乃至第六項」を「並びに前条第四項、第六項及び第七項」に改める。

第二十六条の三第七項中「第九項」を「第十項」に改める。

第二十七条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第八項中「第二十六条第五項の規定は」の下に、「修正確定申告書を提出すべき者の当該申告書に記載された修正後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千円をこえることとなる場合について、同条第六項の規定は」を加え、「これを」をそれぞれこれをに改める。

第二十九条第一項中「第三項乃至第七項」を「第三項、第四項及び第六項乃至第八項」に改め、同条第三項中「第二十六条第三項乃至第七項」を「第二十六条第三項、第四項及び第六項乃至第八項」に改め、同条第四項中「第二十六条の三の規定」を「第二十六条第五項及び第二十六条の三の規定」に改め、「この場合において、」の下に「第二十六条第五項中「その年十二月三十一日」とあり、又は」を加え、「その年分を」その年分以後に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第三十条第二項中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改め、同条第三項中「第二十六条

第六項」を「第二十六条第七項」に改める。

第三十一条第三項中「充當をなす日までの期間」の下に「（第一項の規定に基く還付の請求がこれらの申告書の提出期限後になされた場合には、当該提出期限の翌日から当該請求をなされた日までの期間を除く。）」を加える。

第三十二条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三項中「充當をなす日までの期間（第一項の規定に基く還付の請求がこれらの申告書の提出期限後になされた場合には、当該提出期限の翌日から当該請求をなされた日までの期間を除く。）とあるのは、」充當をなす日までの期間」と読み替えるものとする。

第三十三条第一項中「第二十六条第六項」を「第二十六条第八項」に改める。

第四十一条第一項中「第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得の金額」に改める。

第四十七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十一条第三項中「第一項の規定に基く還付の請求がこれらの申告書の提出期限後になされた場合」とあるのは、「当該還付が決定に係る還付の請求に基くものである場合」と読み替えるものとする。

第六十一条の四中「証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契

約の一部の解約に因り又は、「証券投資信託につき」及び「利子所得の金額」を削り、「第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得の金額」に改める。
（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四項を附則第四十六項とし、附則第三十六項から第四十三項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十五項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同項を附則第三十七項とし、附則第七項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第六項中「第四十條」を「第三十九條」に、「適用する。」を「適用し、新法第四十條の規定は、当該給与所得とみなされる給付については、昭和三十四年一月一日以後支払われるべきものについて適用する。」に改め、同項の次に次の二項を加える。

7 昭和三十三年分の新法第九條第二項の規定により給与所得とみなされる給付の支払を受けた、又は受けるべき者については、新法第二十六条第一項ただし書（新法第二十九条第一項又は第二項において準ずるものとされる場合を含む。）の規定は、その者の当該給付の金額、新法第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書の經由先たる給与の支払者以外の給与の支払者から支

大蔵委員会議録第二号(その二) 昭和三十三年二月六日

て次のように加える。

第三十三条の二第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条の八第四項中「(第一項の規定に基づく還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定

による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。」とあるのは、「(第三十条の規定による決定により還付をなす場合には、当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定のなされた日までの期間を除く。)」と読み替えるものとする。

第四十三条の二第一項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は法人税額」に改め、同条第二項各号中「課税標準」の下に「又は法人税額」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この附則に特別の定めがある場合を除くほか、改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人(新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十三年四月一日以後に終了する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月

をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日以前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

4 法人が昭和三十三年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合(新法第十九条第六項の規定により当該申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。)において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額(旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く。)は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

5 新法第九条の六第一項の規定は、法人が昭和三十三年四月一日以後に分配を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、同日前に分配を受けるべき収益の分配については、なお従前の例による。

6 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に規定する還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき新法第二十六条の八第一項に規定する中間納付額(以下「中間納付額」という。)に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき中間納付額に加算すべき金額の計算については、なお従前の例による。

7 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定を適用する場合において、中間納付額の還付がこの法律の施行前に旧法第二十一条の規定による申告書の提出期限の到来した事業年度に係るものであるときは、新法第二十六条の八第四項中「当該期限の翌日」とあり、又は新法第三十三条の二第四項中「当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「法人税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日」と読み替えるものとする。

理 由

今次の税制改正の一環として、法人の租税負担の軽減に資するため、法人税の税率を引き下げるとともに、証券投資信託の収益の分配に対する課税方式を簡素化し、中間納付額に係る還付加算金の規定の整備を

図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法の一部を改正する法律案
酒税法の一部を改正する法律案
酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一号中「二万二千五百円」を「二万五千円」に、「千八百円」を「千六百四十円」に改め、同条第二号中「一万七千六百円」を「一万五千八百円」に、「千四百十円」を「千二百七十円」に改め、同条第四号中「二万四千三百円」を「二万二千八百円」に、「八百円」を「七百二十円」に、「千九百五十円」を「千八百三十円」に、「二万二千七百円」を「二万二千二百円」に、「七百十円」を「六百三十円」に、「千七百三十円」を「千六百十円」に改め、同条第五号中「二万六千円」を「二万四千五百円」に、「八百七十円」を「七百九十円」に改め、同条第八号中「五千三百円」を「四千八百円」に改め、同条第九号中「二万二千五百円」を「一万四千四百円」に、「千四百十円」を「九百五十円」に、「千二百五十円」を「千四百四十円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 酒税法第二十八条第一項の規定による承認を受けてこの法律

の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同条第二項に規定する証明書の提出がない場合

二 酒税法第二十九条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出された酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

三 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により酒税の免除を受けた酒類について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により酒税の追徴が行われる場合

4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

5 租税特別措置法(昭和三十三年
法律第二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八十五条第一項中「焼酎ゆ
うについては、百分の八十を」清酒
第二級及び合成清酒第二級につ
いては百分の七十五、焼酎ゆうにつ
いては百分の八十五に改め、同
条第二項中「焼酎ゆうにつ
いては、百分の二十を」清酒第二級及
び合成清酒第二級については百分
の二十五、焼酎ゆうについては百
分の十五に改める。

第八十六条中「一万三百円」を
「九千三百円」に、「九千三百円」を
「八千三百円」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最
近における酒税負担の実状にかえり
み、清酒第二級、合成清酒第二級、
焼酎ゆう、雑酒第二級等の下級酒類
に対する酒税の税率を引き下げる必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

補助金等の臨時特例等に関する法
律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法
律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法
律(昭和二十九年法律第百二十九号)
の一部を次のように改正する。

附則第九項中「昭和三十三年三月
三十一日」を「昭和三十四年三月三
十一日」に、「昭和三十三年度分」を「昭
和三十四年度分」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律
第百九号)の一部を次のように改
正する。

第三十六条中「昭和三十三年度」を
「昭和三十三年度」に改める。

理由

補助金等に関する昭和三十三年
度までの特例の措置を、昭和三十三年
度においても、引き続き講ずること
とする必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

食糧管理特別会計法の一部を改正
する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改
正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法
律第三十七号)の一部を次のように
改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条ノ二 本会計ハ之ヲ国内米管
理勘定、国内麦管理勘定及輸入食
糧管理勘定(以下食糧管理勘定ト
謂フ)並ニ農産物等安定勘定、業務
勘定及調整勘定ニ区分ス

第六条を次のように改める。

第六条 食糧管理勘定ニ於テハ夫々
国内産米穀(其ノ製品ヲ含ム)、国
内産麦及此等以外ノ国内産主要食
糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ完渡代

金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他
附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此
等ノ買入代金並買入、完渡、交
換、貸付、交付、加工、製造、貯
蔵及運搬ニ関スル諸費、業務勘定
及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬
諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ五を第六条ノ九とし、第
六条ノ四第二項第二号中「前年度」
の下に「ノ各勘定」を加え、同項第三
号中「当該年度」の下に「ノ各勘定」を
加え、同条を第六条ノ八とし、第六
条ノ三を第六条ノ七とし、第六条ノ
二を第六条ノ六とし、第六条の次に
次の四條を加える。

第六条ノ二 農産物等安定勘定ニ於
テハ農産物等ノ完渡代金、調整勘
定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ
受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其
ノ歳入トシ農産物等ノ買入代金、
農産物等ノ買入及完渡ニ関スル諸
費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入
金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出
トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予
算ノ定ムル所ニ依リ農産物等安定
勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一
般会計ヨリノ繰入ルモノトス

第六条ノ三 業務勘定ニ於テハ食糧
管理勘定、農産物等安定勘定及調
整勘定ヨリノ受入金、農産物検査
法第十一條第三項ニ規定スル農産
物検査印紙ノ完渡収入其ノ他附屬
雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ本会計
ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸
費、同法ノ規定ニ依リ農産物ノ検
査ニ関スル諸費、同項ノ農産物検査
印紙ノ完渡手数料、調整勘定ヘ

ノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其
ノ歳出トス

第六条ノ四 第六条ノ五第一項ノ一
般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金
額及第八條ノ三ノ規定ニ依ル繰入
金ニ相当スル金額ヲ以テ調整勘定
ノ資金(以下調整資金ト謂フ)トス

第六条ノ五 調整勘定ニ於テハ一般
会計ヨリノ受入金、証券(第三條
第二項及第四條第二項ノ規定ニ依
リ発行スル証券ヲ除ク)ノ発行收
入金、借入金並食糧管理勘定、農
産物等安定勘定及業務勘定(以下
本条ニ於テ他勘定ト謂フ)ヨリノ
受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其
ノ歳入トシ他勘定ヘノ繰入金、証
券(第三條第二項及第四條第二項
ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除
ク)及借入金ノ償還金並証券、借
入金及一時借入金ノ利子其ノ他附
屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予
算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充
ツル為一般会計ヨリノ繰入ルル
モノトス

第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ当該
勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ調
整勘定ヨリノ繰入レ又ハ調整勘
定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘
定ヨリ繰入レタル受入金ノ返還金
ニ係ルモノトシテ調整勘定ヨリ之
ヲ繰入ルモノトシ同項ノ他勘定
ヨリノ受入金ハ調整勘定ヨリ他勘
定ヘ繰入レタル繰入金ノ返還金ニ
係ルモノトシテ当該勘定ヨリ之ヲ
受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費
ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ受入
ルモノトス

第七條中「本会計」の下に「ノ各勘
定」を加える。

第八條中「本会計」の下に「ノ各勘
定」を加え、「翌年度ノ歳入」を「当該
各勘定ノ翌年度ノ歳入」に改める。

第八條ノ三第二項第二号中「当該
年度」の下に「ノ各勘定」を加え、同
条を第八條ノ六とし、第八條ノ二を
第八條ノ五とし、第八條の次に次の
三條を加える。

第八條ノ二 食糧管理勘定ニ於ケル
毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損
失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベ
シ

業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計
算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ム
ル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整
理スベシ

第八條ノ三 前条ノ整理ヲ為シタル
後調整勘定ニ利益又ハ損失アルト
キハ其ノ利益ノ額ヲ第六條ノ四ノ
調整資金ニ繰入レ又ハ其ノ損失ノ
額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ
処理スルコトヲ得

第八條ノ四 農産物等安定勘定ニ於
ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ
積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度
ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減
額シ之ヲ整理スルモノトス

但シノ損失額中当該整理ヲ為シ得
ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシ
テ之ヲ整理スベシ

第十條中「本会計ノ収入支出ニ関
スル規程」を「本法ノ実施ノ為必要ナ
ル手續其ノ他ノ事項」に改める。

附則第六項前段中「本会計」の下に
「ノ農産物等安定勘定」を加え、同項
後段を次のように改める。

コノ場合ニ於テ第二条、第三条及第四条ノ三中「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六条ノ二第一項中「農産物等ノ売渡代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「農産物等ノ買入代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、「農産物等ノ買入及売渡」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入、売渡及保管」ト、第六条ノ九中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト就替フルモノトス

附則第七項中「本会計」の下に「ノ輸入食糧管理勘定」を加える。

附則第二項を削る。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の食糧管理特別会計法(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十三年度分以後の予算について適用し、昭和三十三年度分以前の予算については、なお従前の例による。

3 新法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十三年度分(前年度に係る当該書類については、昭和三十四年度分を含む。)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第三條の規定による処理を昭和三十三年度分についてした後に於ける同法第一條に規定する資金(以下「資金」という。)は、新法第六條ノ四に規定する調整資金となるものとする。この場合において、資金に相当する金額は、新法第六條ノ四の規定の適用については、同條に規定する一般会計よりの受入金に相当する金額とみなす。

5 昭和三十三年三月三十一日におけるこの会計の資産及び負債は、農林大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、この会計の各勘定に属させるものとする。

理 由

食糧管理特別会計の経理の内容をさらに明確にするため、この会計を国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、業務及び調整の六勘定に区分することとし、これらの勘定の歳入及び歳出並びに利益及び損失の処理について規定するとともに、食糧管理関係諸勘定の利益及び損失を適正に調整するため、調整勘定に資金を設けることとし、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般

会計からする繰入金に関する法律案

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

第一条 食糧管理特別会計においては、次条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資金とする。

(一般会計からの繰入)

第二条 政府は、前条に規定する資金に充てるため、昭和三十三年度において、一般会計から、百五十億円を限り、食糧管理特別会計に繰り入れることができる。

(損益の処理)

第三条 食糧管理特別会計において、各年度の損益計算上の利益又は損失があるときは、その利益の額を第一条に規定する資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として当該資金を減額し、その処理をすることができ。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

食糧管理特別会計の運営の健全化に資するため、この会計に一般会計からの繰入金をもつて充てる資金を設けることとし、これに関する所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律

国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律

第一条第一項中「が収納し、若しくは支払う金額、」を「の債権若しくは債務の金額又は」に、「課税標準額又は」を「課税標準額、」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条 国及び公社等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公社等の債務で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額に、円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 国及び公社等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、国及び公社等の債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を一円として計算する。

3 国及び公社等の相互の間における債権又は債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てるものとする。

(分割して履行すべき金額の計算)

第三条 国及び公社等の債権又は債務の確定金額を、二以上の履行期限を定め、一定の金額に分割して履行することとされている場合において、その履行期限ごとの分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又は分割金額は、すべて最初の履行期限に係る分割金額に合算するものとする。

(概算払等に係る金額の端数計算)

第四条 第二条の規定は、国及び公社等の債権又は債務について、概算払、前金払若しくはその債権若しくは債務に係る反対給付のうち既済部分に對してする支払を受け、又はこれらの支払をすべき金額の計算について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

(国等の組織相互間の受払金の端数計算)

第四条の二 第二条第一項及び第三項、第三条並びに前条の規定は、国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において収納し、又は支払うべき金額の計算について準用する。

第五条中「政令をもつて」を「政令で」に改める。

第六条の見出しを「(国税等の端数計算の特例)」に改め、同条第一項中「国税」を「政令で指定する国税」に、「都道府県納付金」を「一時に収納する場合において、その収入金の金額」を「都道府県納付金については、その確定金額」に、「切り捨てる。」を「切り捨てるものとし、これらを分割して徴収することとなつてゐる場合における第三条の規定の適用につ

いては、同条中「一円」とあるのは、「十円」とする。」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第六条の二を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日以内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項に規定する国及び公社等(以下「国及び公社等」という。)が納入の告知その他の履行の請求又は支払の通知をした債権又は債務その他この法律の施行前の発生に係る国及び公社等の債権又は債務で政令で指定するものに対する改正後の同等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」とあるのは、「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの」とし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。」と改め、当該債務が国税、地方税又は地方税に係る徴収金の還付金に係る場合には、一円未満の端数金額を一円として計算する。」とする。

3 前項の規定は、この法律の施行前に国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において収納又は支払が決定されたものについて準用する。

4 日本銀行に対する国の預金に係る債権の金額については、政令で

定めるところにより一円未満の端数を切り捨てて計算することができ。

5 次に掲げる金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 国の昭和三十三年年度の歳入歳出の決算上の剰余で法令の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、又は資金(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十四条に規定する資金をいう。以下同じ。)に組み入れられるものの金額

二 昭和三十三年年度の資金の金額並びに国の特別会計の同年度末の自己資本並びに昭和三十一年度からの繰越損益及び昭和三十三年度への繰越現金の金額

三 新法第一条第一項に規定する者(国、地方公共団体及び公共組合を除く。)の昭和三十三年年度末の自己資本及び昭和三十一年度からの繰越損益の金額

四 前号に規定する者及び奄美群島復興信用保証協会に対する国の出資金の金額

五 その他国及び第三号に規定する者に係る会計経理上の金額で前各号に掲げる金額に準ずるものとして大蔵大臣が定めるもの

6 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額

を一円として計算する。」を「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改める。

7 地方道路税法(昭和三十年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一円未満の端数があるときは、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はは、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、その全額が一円未満であるときは、」に改める。

8 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。

9 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第五条から第七條」を「第五条から第九條まで及び第十一條から第十七條」に改め、「第十條及び」を削る。

理由 国及び公社等の会計事務の簡素化に資するため、一般の取引慣行にもかんがみ、現行の出納金についての端数計算方法を債権債務の金額についての端数計算の方式に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税法の一部を改正する法律案 関税法の一部を改正する法律案 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

5 税関長は、第一項の指定をしたときは、直ちにその旨を公告しななければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(保税地域との交通) 第三十一条の二 税関長が指定した保税地域とその他の地域との交通は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、その指定した場所を経て行なわれなければならない。

2 前項の指定は、この法律の実施を確保するため必要な場所について行ふものとし、その指定により当該保税地域の利用を、できる限り妨げないようにしなければならない。

3 税関長は、第一項の指定をしようとする場合において、当該保税地域の管理者が国、地方公共団体又は日本国有鉄道であるときは、これらに協議し、当該管理者がこれら以外の者であるときは、その意見を聞かなければならない。

4 第二十四条第五項の規定は、第一項の指定について準用する。

第七十條第三項中「貨物」の下に「及び他の法令の規定により輸出又は輸入ができないこととされている貨物」を加える。

第七十三條第一項及び第二項を次のように改める。

輸入申告をした外国貨物を輸入の許可前に引き取ることがやむを得ないと認められる場合において、その輸入申告をした者は、政令で定めるところにより、当該貨物につき課すべき関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受け、当該貨物を輸入の許可前に引き取ることができる。

2 前項の承認は、これを受けようとする貨物につき次に掲げる場合に該当するときは、することができな。

一 輸入の許可をすることができないものである場合(前条の規定による場合を除く。)

二 輸入申告をするに際し法令の規定により提出すべき書類の提出がない場合(腐敗又は変質のおそれがあることその他これに準ずる理由で政令で定めるものによりすみやかに引き取る必要があると認められる場合を除く。)

第九十六條第二項第一号中「且つ、外国貿易船」又は「外国貿易船」に改め、同項第二号中「又は輸入された貨物」を「若しくは輸入された貨物」に、且つ、外国貿易船を「又は外国貿易船」に改める。

第九十九條中「第二十四条」の下に「第一項若しくは第四項」を、「第三十條第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」の下に、「第三十一條の二第一項(保税地域との交通)」を加える。

第一百十四條第四号中「第二十四条第一項、第二項若しくは第四項(船

船又は航空機と陸地との交通等」の下に「第三十一条の二第一項（保税地域との交通）」を加える。

別表第一中「兵庫神戸」を「兵庫

神戸」に、「大分津久見」を「大分

佐賀國」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第九十六条の改正規定は、昭和三十四年一月一日から施行する。

理由

関税行政の適正化に資するため、姫路港及び佐賀関港を開港とし、開港の開港の基準を改めるとともに、保税地域との交通、外国貨物の輸入許可前の引取等について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年二月八日印刷

昭和三十三年二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局